

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 5 件

四国（香川）国民年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの 1 年間の免除承認通知書を所持しているが、当該期間の免除記録が取り消され、未加入期間とされていることに納得できない。申立期間を免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者台帳及び申立人の所持する免除承認通知書から、申立人は申立期間において強制加入被保険者として管理され、当該期間は免除期間となっていることが確認できるが、その後、申立人の夫が申立期間において厚生年金保険に加入していることが判明したことから、申立人は、制度上、申立期間は強制加入ではなく任意加入となるため、平成 12 年 9 月 8 日付けで申立期間の被保険者資格記録が取り消され、申立期間は、免除期間から未加入期間に記録訂正が行われている。

しかしながら、申立人の免除に基づく年金給付に対する期待と信頼は、おおむね 20 年の長期間にわたり醸成されてきたと認められるところであり、申立期間について、国民年金保険料の免除を行うことが可能な強制加入期間でなかったことを理由として、免除の取消しを行うことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められる。

四国（徳島）国民年金 事案518

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から平成元年3月までの期間及び平成3年4月から4年5月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年10月から平成元年3月まで
② 平成3年4月から4年5月まで

農業者年金に加入していた昭和55年10月から平成4年5月までの間、強制であった付加保険料と国民年金の定額保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できないため、確認の上、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年*月に国民年金に加入し、平成20年*月に資格喪失するまでの40年間について、国民年金の定額保険料の未納が無い上、昭和55年10月に農業者年金に任意加入し、平成4年6月に脱退するまでの期間について、申立期間①及び②を除き、強制である国民年金の付加保険料を全て納付している。

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の定額保険料を全て納期限内に納付しており、申立人の申立期間①及び②当時の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、定額保険料と付加保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、A町は、「申立期間当時、申立人に納付書を作成していたかどうか確認は取れないものの、農業者年金加入者に係る付加保険料の納付書は、定額保険料と一緒に作成していた。」と回答している。

さらに、申立期間①及び②の間の期間である平成元年4月から3年3月までの付加保険料の納付記録は、25年8月8日にA町の申立人の国民年金被保険者名簿の記載内容に基づき納付済記録に訂正されたことがオンライン記録により確認できることから、行政側の不適切な事務処理がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

四国（香川）厚生年金 事案 1158

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年12月13日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんにおける申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、申立期間①のうち、20年9月から21年3月までの期間を15万円に訂正した記録については、当該あっせんによらず、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年9月1日から23年1月31日まで
② 平成20年12月30日
③ 平成21年12月30日

申立期間①について、ねんきん定期便で確認した厚生年金保険料納付額より給与から控除されていた厚生年金保険料額の方が高く、給与額も高額であった。また、申立期間②及び③について、賞与から厚生年金保険料を控除されているのに記録が無い。申立期間について、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成20年9月から21年3月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円に訂正することが必要であるとして、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、総務大臣から23年12月13日付けの年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせんについては、その審議において、申立人の給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を15万円と認定したが、改めて算出方法を確認し、当該事案を再審議した結果、

当該明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年9月から21年3月までの期間に係る標準報酬月額については、16万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の所在が不明で確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国（香川）国民年金 事案 516（香川国民年金事案 277 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から42年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年8月から42年2月まで

会社を辞めた後、A町役場で国民年金の加入手続を行い、母と一緒に地区の婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料の納付記録が無いことに納得がいかない。

今回、新たな証人が見付かったので、再度調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所（当時）が保管する国民年金被保険者台帳によると、申立人は、昭和43年6月1日付けで国民年金被保険者資格を取得し、50年12月24日に、43年6月から44年3月までの国民年金保険料を特例納付した記録が確認できることから、少なくとも50年12月24日時点では、申立期間は未加入期間であり、特例納付できなかったものと推認できること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、44年6月頃に払い出されていることが確認できるところ、申立期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、ほかに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立期間について、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無いことなどから、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成21年10月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、i) 申立期間の国民年金保険料を納付したことが記録されていた国民年金手帳が存在していたことについて、当該

手帳を収納していたタンスごと焼却処分した姉が証言してくれること、ii) 友人から、「保険料を納付していない人には、役場から未納であるとの通知が届く。」と聞いたが、65歳になって年金の受給手続をするまでに、申立期間当時から居住しているA町役場からそのような通知が届いたことは無かったため、同役場の記録では、申立期間は納付済期間となっていたと考えられること、iii) 自身に納付勧奨が行われた記憶は無く、保険料が納付されていない期間となっていたことを年金の受給手続時に初めて知ったことについて、当該受給手続をした農協職員が証言してくれることを主張している。

しかしながら、申立人の国民年金手帳が収納されていたタンスを焼却処分したとする申立人の姉は、「昭和62年頃に、タンスと一緒に国民年金手帳を焼却したことは間違いないが、タンスに入っていた国民年金手帳の冊数及び色については覚えていない。」と供述しており、焼却された国民年金手帳が、申立期間当時に交付され、申立期間の国民年金保険料を納付したことが記録されていたものであることを確認することができない。

また、改めて、昭和40年5月から45年9月までの間に、申立人の住所地であるA町で払い出された国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、44年6月頃に払い出された国民年金手帳記号番号のほかに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

さらに、申立人が、「国民年金保険料を納めていない人には、役場から未納であるとの通知が届く。」と聞いたとする友人は、「私に保険料が未納であるとの通知が届いたことは無いと思う。申立人には、農協から届いた年金相談のお知らせと年金相談の内容について話をした。」と供述している上、前回申立て時の調査において、A町役場の担当者は、「昭和40年当時、当役場において保険料の納付勧奨が行われていたかどうかは不明。」と供述している。

加えて、申立人及び申立人の夫の国民年金の受給手続を行ったとする農協職員は、「国民年金の受給手続を行ったが、その際、申立人及び申立人の夫に国民年金保険料が納付されていない期間があることを伝えたかどうかは覚えていない。また、申立期間当時のことは知らない。」と回答しており、申立人が申立期間の保険料を納付したことを確認することができない。

このほか、年金記録確認香川地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 7 月 1 日まで
A社における申立期間の標準報酬月額が下がっているが、給与を下げられたことはないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

A社は、保険料控除方法について翌月控除であると回答しているところ、申立人及び同社から提出された 1998（平成 10）年度及び 1999（平成 11）年度賃金台帳兼所得税源泉徴収台帳の写しにより、申立期間のうち、平成 10 年 10 月から 11 年 5 月までの保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、前述の 1999（平成 11）年度賃金台帳兼所得税源泉徴収台帳の写しからは、平成 11 年 6 月の保険料が控除されたことは確認できないが、同社は、「保険料は翌月控除のため、退職月に係る保険料については、被保険者から現金で徴収している。ただ、当時の担当者でないため、平成 11 年 6 月に係る保険料の徴収額については不明であるが、同年 5 月の保険料控除額と同額を現金で徴収したと思われる。」と回答している。

さらに、申立人のA社に係るオンライン記録において、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は無く、当該記録に不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1157

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 18 日から 47 年 6 月 2 日まで

鉄筋工事の親方をしていた知人に声をかけられ、A社の現場で鉄筋工又は雑役夫として約1年間勤務し、給与から保険料も控除されていたが、同社における厚生年金保険被保険者記録が無い。当時の就労状況等を記した行事日誌を提出するので、同被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録及び申立人から提出された行事日誌から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の行事日誌及び申立人の供述により、申立人は、A社から鉄筋工事又は土木工事の施工を請け負った親方の下で、二人の同僚と共に勤務していたと考えられるところ、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者の中に、上記の親方及び二人の同僚と一致する名前の被保険者は見当たらない上、当該三人は、死亡又は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態及び保険料控除についての具体的な供述が得られない。

また、申立期間中に、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得し、供述又は回答が得られた13人の同被保険者全員が、現場管理や設計事務等の技術職として雇用されており、申立人と同じ鉄筋工又は雑役夫として雇用された者は確認できない。

さらに、申立人は、「A社に直接雇用されたかどうかは分からない。働く現場は、全て親方が決めており、親方から給料をもらっていた。」と供述しているところ、前述の13人の厚生年金保険被保険者のうちの複数の者が、「現場で雇われる作業員や同社の仕事を請け負った親方が連れてきた職人や工夫は、同

社の正社員ではなく、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」旨供述している。

加えて、前述の行事日誌に記載されている保険料控除額と思われる金額について検証したところ、当該金額は、当時の日雇健康保険料及び失業保険料であると考えられ、同日誌において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除された形跡は見当たらない。

また、A社の現在の事業主は、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入の取扱いについて、「資料が無く、当時を知る者もないため、不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 7 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
年金記録によると、A社において、平成 10 年 10 月 1 日から厚生年金保険に加入した記録となっているが、同社には 3 年 7 月 1 日に入社し、申立期間も厚生年金保険に加入していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び申立期間当時の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間のうち少なくとも平成 4 年 4 月 1 日以降、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社において、申立期間前後を含め、社会保険及び経理事務を担当していた同僚は、「申立人は、代表取締役就任するまで厚生年金保険には加入していない。申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料は控除していない。」旨供述している。

また、A社は、平成 12 年 6 月 3 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿によれば、10 年 9 月 28 日から代表取締役である申立人は、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立期間当時の取締役及びほかの同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1160

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 10 月 1 日から 38 年 3 月 31 日までの期間において、A 社 B 支店の C 出張所及び D 出張所で、現場採用の職員として建築の設計の仕事をしていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店の複数の同僚の供述から判断すると、勤務の開始日は特定できないものの、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和 36 年 8 月 1 日以前から、同社同支店において勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A 社の現在の事務担当者は、「支店採用・出張所単位での採用者（現場採用職員）の厚生年金保険の取扱いについては、雇用契約の内容によりまちまちであったようである。現場採用者の中には、厚生年金保険に加入していない人もいたようである。」旨供述している上、同社が保管する厚生年金保険記録台帳における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿における申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

また、A 社 B 支店において現場採用職員として勤務したとする同僚は、それぞれ「現場採用職員として 5 年ほど勤務したが、年金記録は最後の数か月しかない。」「2 年から 3 年ほど現場採用職員として勤務したが、その間は厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1161

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 10 日から同年 11 月 26 日まで

私は、平成 6 年 5 月 10 日から 9 年 8 月末まで、継続して A 社に勤務しており、申立期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

また、平成 6 年 6 月頃に健康保険被保険者証を使用して歯医者を受診した記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された申立人の給与台帳及びタイムカードから、申立人が申立期間において、同社で勤務していたことが確認できるものの、当該給与台帳によると、申立期間については、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A 社の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「申立人は、入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかった上、給与台帳のとおり、申立期間は厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

さらに、申立人は、「平成 6 年 6 月頃に健康保険被保険者証を使用して歯医者を受診した。」と供述しているところ、申立人が受診したとする B 歯科によると、「受診状況の分かる関係資料は保存期間の経過により確認ができない。」と供述していることから、同院での受診状況が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。